

母子健康手帳に関する論点（案）

I 総論

1. 母子健康手帳の役割と名称

2. 母子健康手帳の記載対象年齢

3. 任意様式のあり方

- ① 記録のタイミングと合わせた情報提供
- ② その他の情報提供方法

II 各論

1. 妊娠経過の記載の拡充

- ① 妊娠・分娩のリスクの情報提供
- ② 記録の充実

2. 成長発達の確認方法

3. 便色調カードの導入

4. 予防接種記載項目の充実

I 総論

1. 母子健康手帳の役割と名称

【背景】

- ・母子健康手帳には、母子保健法上、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。
- ・母子保健法で別途規定されている妊娠届出と相まって、母子保健対象者の把握、的確な支援、健康管理等が可能となっている。
- ・母子保健法は、母性、乳児、幼児の健康の保持及び増進を目的としている。

【検討会等での主な意見】

(母子健康手帳の役割と名称)

- ・妊産婦と乳幼児の健康を支援する手帳。当事者が健康記録を所持・携帯することにより、その後の保健医療従事者の的確な支援等に結びつけるとともに、当事者・家族による妊産婦・乳幼児の健康管理を促す（中島）
- ・妊娠、出産、子育ての期間において、異なる場所で、異なる時期に、異なる専門職によって実施される母子保健サービスの継続ケアを保障するツール（中村）
- ・6つの期待される機能（藤内）
 - ①妊娠・出産と子どもの成長・発達についての医学的な記録
 - ②妊娠・出産と子どもの成長・発達についての個人的な記録
 - ③母親と保健医療従事者と対話のツール
 - ④妊娠・出産や子育て支援のための情報提供媒体
 - ⑤父親の育児参加を促すツール
 - ⑥次代の親を育むツール
- ・父親の育児参加を促進するため「親子健康手帳」または「親子手帳」に名称変更すべき。（自治体、藤内、中村）
- ・対象はリスクの高い時期にある妊産婦と乳幼児の健康。父親の健康リスクは特にない（中島）

【留意点】

- ・母子保健法は、母性、乳児、幼児の健康の保持及び増進を目的としている。

【論点】

(母子健康手帳の役割と名称)

- 母子健康手帳の役割は、法の趣旨に照らして、母子の健康の保持及び増進であり、名称は変える必要はないのではないか。
- 父親の育児参加の促進のために、父親も記載できるような欄を設けてはどうか。

(参考) 母子保健法の目的

《母子保健法第1条》

この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(参考) 母子健康手帳の位置づけ

《母子保健法第16条》

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

I 総論

2. 母子健康手帳の記載対象年齢

【背景】

- ・母子健康手帳には、母子保健法上、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。
- ・学校の子どもの保健については、学校保健安全法等で規定されている。
- ・児童福祉法は、満18歳に満たない児童を対象とし、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない、とされている。

【検討会等での主な意見】

(母子健康手帳の記載対象年齢)

- ・学童期以降の身体発育について、学校保健統計からの発育グラフを任意記載の部分に加えてはどうか。(加藤)
- ・「就学以降の成長の記録」や18歳までの標準身体発育曲線を追加することが必要(藤内、自治体)
- ・子どもの発達に切れ目は無く、「妊娠・新生児・乳幼児・学校期にいたる継続性」が必要。(中村)

【留意点】

- ・小学校就学以降の児の記録については、既に任意様式で規定。(法の趣旨を鑑みれば、省令様式での規定は困難)
- ・18歳までの身体発育曲線(学校保健統計からのグラフ)は、文部科学省のデータを基に作成されている。

【論点】

(母子健康手帳の記載対象年齢)

- 就学以降にも、母子健康手帳に記録すべき情報はるか。
- あるとすれば何か。(任意様式での記載)

(参考) 母子保健法における言葉の定義

《母子保健法第6条》

この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、1歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(参考) 母子保健法における健康診査

《母子保健法第12条》

市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

1. 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児

2. 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

《母子保健法第13条》

前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない

I 総論

3. 任意様式のあり方

【背景】

- ・母子健康手帳の任意様式は、手帳の交付事務が市町村に移譲されることに伴い、平成3年改正で医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健育児情報等については規則中で記載項目のみを定め、その具体的内容は市町村にゆだねることとされた。
 - 母子保健法施行規則（省令）で、事項の記載義務を示し、母子保健課長通知で作成例を通知（平成3年当時は、「母子健康手帳の改訂に関する委員会」報告書を参考資料として活用するよう通知）。
- ・母子保健課長通知（任意様式）は、その後、平成10年、平成14年、平成17年、平成18年、平成19年、平成20年2月、平成20年12月、平成21年、平成22年に改正。当初から22ページ増加。情報量の多さ、アップデートの難しさが課題。
- ・現在、省令様式49ページ、任意様式40ページと、ミシン綴じの限界分量（1冊 100円程度）。新たに分冊等を設けるには、市町村における新たな予算措置が必要。
- ・母子保健・子育て情報については、
 - ◇ （財）母子衛生研究会 母子保健手帳副読本（全市町村に無料配布）
 - ◇ 各市町村の子育て情報誌（一部市町村のみ）
 - ◇ 民間雑誌、ホームページ 等でも情報提供されている。
- ・任意様式の内容は、各市町村で異なる。（母子保健課長通知どおり～完全オリジナル）

【検討会等での主な意見】

（記録のタイミングと合わせた情報提供）

- ・省令様式に任意記載事項を混在化することで、妊婦や母親にとり必要な情報を確実に読んでいただくことが可能となるが、自治体によってページが変わると健診担当医師にとっては見にくい。（藤内）

（その他の情報提供方法）

- ・特に任意様式が増えており、一冊で運用することは困難。（中島）
- ・情報が多くなっても1冊でまとめていただきたい。（松平）
- ・情報は更新されていくために、アップデートする必要がある。それはホームページ上でやればよい。母子健康手帳に掲載する情報について、10年は持つ内容を載せるべき（中村）
- ・必要な情報のみは残し、詳細は副読本のような形に落とし込むのはどうか（中島）

- ・最低限の情報でよく、誰に聞いたらよいかということがわかった方がよい（小原）

【留意点】

- ・省令様式と任意様式を一部混在化する場合には、健診の実施効率等を考えると、市町村間で健診記録ページの場所を統一する必要がある。
- ・母子健康手帳のページ数をこれ以上増やすのは困難。分冊化には、市町村における新たな予算措置が必要。

【論点】

（記録のタイミングと合わせた情報提供）

- 分冊化は実現可能性が低いため、分量には限界がある。
- 妊娠中、新生児期等それぞれの記録のタイミングに必要な情報を見開き等で一緒に見られるようにする場合には、市町村間で健診記録ページの場所を統一する必要があるが、情報を省令で規定又は管理された混在化（省令でページ数のみを規定。任意様式に記載すべき事項を別途通知）する必要があるのではないか。
- それぞれの記録のタイミングに全国一律に掲載すべき情報は何か（制度、健康上の留意点等）。多数の任意情報の中から、選定することが可能か。

（その他の任意情報の内容、提供方法）

- 省令化又は管理された混在化を行う場合、それ以外の任意様式に掲載されている情報は、どうすべきか
- 必要な情報提供を促すためには、任意様式に記載すべき事項の規定は続けるべきでないか。
- 現在の母子健康手帳に記載されている以外に必要な情報は何か。また、その提供方法はどうすべきか。

(参考) 母子健康手帳の様式

《母子保健法第 16 条関係》

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

《母子保健法施行規則第 7 条関係》

母子健康手帳には、様式第 3 号に定める面のほか、次の各号に掲げる事項を示した面を設けるものとする。

- ①日常生活上の注意、健康診査の受診勧奨、栄養の摂取方法、歯科衛生等妊産婦の健康管理に当たり必要な情報
- ②育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法等新生児の養育に当たり必要な情報
- ③育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法、歯科衛生等乳幼児の養育に当たり必要な情報
- ④予防接種の種類、種類時期、接種に当たっての注意等予防接種に関する情報
- ⑤母子保健に関する制度の概要、児童憲章等母子保健の向上に関する情報
- ⑥母子健康手帳の再交付に関する手続等母子健康手帳を使用するに当たっての留意事項

II 各論

1. 妊娠経過の記載の拡充

【背景】

- ・母子健康手帳には、母子保健法上、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。
- ・「妊産婦」は、妊娠中又は出産後1年以内の女子とされているが、母子健康手帳省令様式49ページの内、妊産婦の記録は、8ページ（約16%）。
- ・平成20年度以降、妊婦健康診査の公費負担が充実（5回分→14回分、検査項目の充実）。
- ・妊産婦の安全にかかる意識、状況の変化。

【検討会等での主な意見】

（妊娠のリスクの情報提供）

- ・妊婦がリスクを自分自身で理解するために「リスク自己評価票」を盛り込むべき（松田）
- ・陣痛促進剤のリスクについて記載すべき（患者団体）

（記録の充実）

- ・妊婦健診の検査項目の充実に伴い、検査結果記載欄の拡充が必要。（藤内、海野、自治体）、感染症欄を現在実施されている検査項目に合わせるべき（自治体）
- ・超音波検査結果の記載欄や胎児曲線を盛り込むべき（海野）
- ・左側に月齢ごとの妊婦自身の記録、右側に医療機関での健診結果の記録を記載できるような様式はどうか。（藤内）
- ・妊産婦自身が記入する記録（チェック項目）を充実すべき（松田）

【留意点】

- ・「リスク自己評価」については、事後の保健指導体制、周産期医療提供体制が地域により異なるため、全国一律での実施が難しい。
- ・胎児曲線について、市町村によっては超音波検査の実施回数の実績にばらつきがあり、適切な測定や指導が普遍的に実施可能かどうか等の課題がある。

【論点】

（妊娠・分娩のリスクの情報提供）

- 「リスク自己評価」は事後の体制等が地域により異なるため導入困難ではないか。一方、妊婦自身が妊娠のリスクを理解することは安心して安全な分娩のためには重要なので、妊娠・分娩のリスクについて記載してはどうか。（高年齢、喫煙、基礎

疾患、経産婦の切迫早産等。ただし全体の分量を考慮。
○陣痛促進剤のリスクについて特記することが必要か。

(記録の充実)

- 検査結果記載欄の充実を図るべきではないか。
- 感染症については、個人情報の保護の観点から、検査実施の有無のみの記載としてはどうか。
- 超音波検査所見については、「その他の検査」欄に初期のCRL(頭殿長)等の記録を記載できるようにしてはどうか。
- 胎児曲線については、希望又は対応可能な市町村で導入できるよう任意様式としてはどうか。
- 妊産婦自身による記録については充実を検討してはどうか。(全体の分量を考慮)

(参考) 妊婦健診について

《母子保健法第13条(抄)》

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない

《妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について：雇児母発第0116001号(平成19年1月16日)》

妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回
- ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

II 各論

2. 成長発達の確認方法

【背景】

- ・「乳幼児に対する健康診査の実施について（児発第 285 号。厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要綱で、健康診査においては、母子健康手帳の内容を参考とし、それまでの発達状況等を確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入するとされている。（保育所等が実施する健康診断の結果についても同手帳への記入がなされるよう協力を求めるとされている）
- ・母子健康手帳の児の成長発達に関する保護者の記録項目は、「乳幼児に対する健康診査について（児母第 29 号。厚生省児童家庭局母子保健課長通知）」で示される乳幼児健診の問診・相談票の項目と重複しているものも多く、母子健康手帳の児の成長発達に関する保護者の記録は、乳幼児健康診査への活用を想定していると考えられる。

【主な意見】

- ・「できる」「できない」ではなくて、「いつできましたか」という質問に変えれば良い（中村、小野）
- ・質問項目において、はい・いいえのみを答えさせる場合、未熟児等の保護者にとっては常にできない項目を選択することになり、保護者の気持ちに配慮する必要性がある。（小野）

【留意点】

- ・ある時点の「できる」「できない」の記録に比べ、項目ごとに達成された時期の記録は記憶に基づいて記載された場合に正確性に欠けるおそれがある。

【論点】

（成長発達の確認方法について）

- 健康診査等への活用の観点から現在の月・年齢別の確認（はい・いいえ）を継続する。別途、育児支援や母親自身による記録の充実の観点から、一部の項目については達成時期を記載する頁を設けてはどうか。（全体の分量を考慮）

Ⅱ 各論

3. 便色調カードの導入

【背景】

- ・先天性胆道閉鎖症の発症率は9000に1人（年間120人が罹患）と報告
- ・研究班等により2007年までに8道県、1政令市で便色調カードのパイロットスタディを実施
- ・現行の母子健康手帳では、1か月児の保護者の記録のページに「便の色がうすい黄色、クリーム色、灰白色で、白目（しろめ）や皮膚が黄色～黄緑色である場合は胆汁が流れにくい状態が疑われるので、一日も早く、小児科医、小児外科医等の診察を受けて下さい。」と記載され、実際の便色調の見本は無い。

【検討会等での主な意見】

- ・胆道閉鎖症の早期発見・早期治療につなげるためには、便色調カードの利用が必要。（中村、田中、小野、自治体）

【留意点】

- ・精度を保つためには、厳密に指定された便色を印刷する必要がある
- ・市町村における新たな予算措置が必要
- ・先天性胆道閉鎖症が疑われる場合、自治体及び医療機関のフォロー体制整備が必要

【論点】

（便色調カードの導入）

- 予算、印刷方法などの課題があるが、より多くの市町村で利用できる方法を検討してはどうか

II 各論

4. 予防接種記載項目の充実

【背景】

- ・ 予防接種法の定期接種
一類疾病（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核）、二類疾病（インフルエンザ）のワクチン
- ・ 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で検討中のワクチン（平成 23 年 9 月 29 日現在）
 - ① 平成 23 年度末までの事業として実施しているが、平成 24 年度以降も円滑な接種が行えるよう、今後の定期接種への移行を視野に入れながら検討：子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌
 - ② 定期接種化への必要性についてさらに検討：水痘、おたふくかぜ、B 型肝炎、成人用肺炎球菌
- ・ 予防接種法では、乳児及び幼児の予防接種済証は、母子健康手帳への記載で代用可能

【検討会等での主な意見】

- ・ 予防接種欄が記載しにくい。定期と任意の違いが分かりにくい。18 歳までわたり、保存・活用できるようにすべき。（藤内、出石、梶、明石、田中、小野、自治体）

【留意点】

- ・ 予防接種の種類や接種時期等は、ある程度頻繁に変更される。
- ・ 小学校就学以降の記載については任意様式。小学校就学以降の記載は、予防接種済証とならない。

【論点】

（予防接種記載項目の充実）

- 18 歳までの予防接種の記録ができるようにすべきか。
- 任意接種の記載欄を充実すべきか。

（参考）予防接種済証明について

< 予防接種法施行規則第 4 条 >

3 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。